

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

空乗第181号 平成8年10月1日 _____
空乗第171号 平成10年8月20日 (一部改正)
空乗第123号 平成11年7月26日 (一部改正)
空乗第259号 平成12年12月1日 (一部改正)
国空乗第 53号 平成13年4月1日 (一部改正)
国空乗第 99号 平成19年5月24日 (一部改正)
国空乗第 号 平成 年 月 日 (一部改正)

超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について

1. 目 的

この通達は、超軽量動力機及びジャイロプレーン(以下「超軽量動力機等」という。)に関する航空法第28条第3項の許可について、許可区分、許可基準その他許可を行うに当たって必要な事項を定め、もって手続きの円滑化を図ることを目的とする。

2. 適 用

この通達は、年齢17歳以上の者に関する、レジャーを目的とする超軽量動力機等の操縦及びそのための航空法第28条第3項の許可について適用する。

なお、地方航空局長がこの通達に従うことが適当でないと認めた場合には、他の方法によることができる。

3. 定 義

本通達における用語の定義は以下のとおりとする。

1) 超軽量動力機、ジャイロプレーン

航空機安全課サーキュラー1-007に定める要件に適合する超軽量動力機、ジャイロプレーン。当該要件に適合しないものにあつては、通達「航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」(空乗第115号、平成7年6月16日)、通達「ホームビルト機に係る法第28条第3項の飛行許可について」(空乗第255号、昭和51年5月1日)等に定めるところによるものとする。

2) ジャンプ飛行

滑走路内で行う空中にわずかに浮き上がる程度(高度3m)までの飛行

3) 離着陸練習飛行

原則として人又は人家若しくは物件の上空を除く場周空域内で行う離着陸の訓練のための飛行であつて、操縦指導者が同乗して(パラシュート型超軽量動力機にあつては操縦指導者が同乗又は地上監督の下にその指示が到達する範囲内において)行うもの。

4) 場周飛行

原則として人又は人家若しくは物件の上空を除く場周空域内における飛行

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

- 5) 場周空域
飛行場又は場外離着陸場を中心として原則半径3キロメートル以内の空域
 - 6) 第1段階の飛行
離着陸練習飛行、操縦指導者による地上監督の下に行うジャンプ飛行
 - 7) 第2段階の飛行
場周飛行とするが、別添に定める空域拡大に関する要件等を満足すると認められる場合に限り、半径9キロメートルまでの範囲で空域を拡大することができる。
 - 8) 操縦指導者
超軽量動力機及びジャイロプレーン等の操縦者に対する操縦の教育・指導・監督を行う者
4. 許可の区分及び限定
- 1) 以下の区分に従って許可を行う。
 - ① 第1段階の許可：第1段階の飛行について行う許可
 - ② 第2段階の許可：第2段階の飛行について行う許可
 - 2) 許可に際して、別紙1に定める超軽量動力機等の型式区分及びクラス区分に係る限定を行う。
5. 許可基準
- 1) 第1段階の許可に係る基準
 - ＝① 健康診断判定基準（別紙2）に適合し、心身の状態が飛行を安全に行うことができるものであると認められること。――
 - ② 12. 3)又は4)の規定により第1段階の許可又は第2段階の許可を取り消された者にあっては、その者がその取り消しの理由となった事項に該当しなくなったと認められ、かつ、その取り消しの理由となった事項に再度該当するおそれがないと認められること。
 - 2) 第2段階の許可に係る基準
 - ① 健康診断判定基準（別紙2）に適合し、心身の状態が飛行を安全に行うことができるものであると認められること。
 - ② 超軽量動力機等の操縦に必要な次に掲げる事項に関する知識を有すると認められる者であること。
 - a 航空法規
 - b 航空力学の基礎
 - c 航空気象の基礎
 - d 当該型式区分に係る超軽量動力機等の機体構造、機体組立、飛行前点検、地上操作、離着陸操作及び緊急操作
 - e 当該型式区分に係る超軽量動力機等の性能及び限界事項
 - ③ 別紙3に定める経験を有し、かつ、次に掲げる当該区分に係る超軽量動力機等の操縦操作について適切な技量を有すると認められる者であるこ

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

と。

- a 出発準備
- b エンジン始動及び点検
- c 離陸滑走及び離陸操作
- d 旋回飛行
- e 着陸操作、着陸滑走及び滑走停止
- f エンジン停止及び確認
- g 機体係留
- h 非常操作手順

④ 12. 3) 又は4)の規定により第1段階の許可又は第2段階の許可を取り消された者にあっては、その者がその取り消しの理由となった事項に該当しなくなつたと認められ、かつ、その取り消しの理由となった事項に再度該当するおそれがないと認められること。

6. 許可条件

1) 第1段階の許可に関する条件

- ① 離着陸練習飛行及び操縦指導者の同乗又は地上監督の下に行うジャンプ飛行。ただし、管制区又は管制圏にあっては飛行してはならない。
- ② 当該型式区分に係る超軽量動力機等に関して、操縦指導者による指導の下に、5. 2) ②に掲げる知識及び同③に掲げる技量を習得すること。
また、パラシュート型超軽量動力機にあっては、当該許可に基づき初めての飛行を行うまでの間に、パラシュートを付けての地上滑走30回以上(操縦指導者の同乗又は地上監督の下に地上滑走を行う場合にあっては、20回以上)を完了すること。
- ③ 昼間、かつ、有視界気象状態における飛行に限る。
- ④ 飛行に際しては、許可書若しくはその写しを携帯するか、又は当該機に備え付けること。
- ⑤ 健康診断判定基準に適合しなくなったときその他心身の状態が安全に飛行を行うことができないおそれがあるときは、飛行してはならない。
- ⑥ その他地方航空局長が必要と認め指定する条件に従うこと。

2) 第2段階の許可に関する条件

- ① 場周飛行に限るが、別添に定める空域拡大に関する要件等を満足すると認められる場合に限り、半径9キロメートルまでの範囲で空域を拡大することができる。ただし、原則として管制区又は管制圏にあっては飛行してはならない。
- ② 昼間、かつ、有視界気象状態における飛行に限る。
- ③ 複座式のものにあっては、同乗者は第2段階の許可を受けている者に限る。ただし、操縦指導者にあっては第1段階の許可を受けている者を同乗させることができる。
- ④ 飛行に際しては、許可書若しくはその写しを携帯するか、又は当該機に

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

備え付けること。

- ⑤ 健康診断判定基準に適合しなくなったときその他心身の状態が安全に飛行を行うことができないおそれがあるときは、飛行してはならない。
- ⑥ その他地方航空局長が必要と認め指定する条件に従うこと。

7. 許可期間

この通達に基づいて行う期間は、原則1年とする。
ただし、1年を超えて許可することはできない。

8. 操縦指導者の基準

操縦指導者は、クラス区分ごとに以下のいずれかに該当する者とする。

- 1) 航空法第34条第2項の操縦教育証明を有している者であって、以下の要件を備えているもの。
 - ① 飛行機又は回転翼機に係る技能証明を有していること。
 - ② 当該機と同一のクラス区分に属する超軽量動力機等について第2段階の飛行に係る10時間以上の飛行経験を有すること。
- 2) 超軽量動力機等の操縦教育・指導・監督を行う者として十分な知識と能力を有し、かつ安全飛行を指導する者として、適性を有すると地方航空局長が認めた者。

9. 許可審査

- 1) 地方航空局長は、申請者が5.の許可基準に定める知識及び技能等を有するか否かを審査するにあたっては、申請者に対し、必要となる書類の提出を求め、当該書類が有効かつ適正なものであることを確認して行うものとする。
- 2) 前項の書類は、以下のとおりとする。
 - ① 5.1)又は5.2)①の基準に適合していることを証する書類として、航空法に定める有効な航空身体検査証明書若しくは航空機練習許可書の写し又は医師の診断書であって健康診断判定基準に適合している旨を明らかにしたもの。
 - ② 5.2)②の基準に適合していることを証する書類として、8に定める操縦指導者が主催し又は責任者となって行う学科講習会を受講し、その学科試験に合格した旨を明らかにしたもの。
 - ③ 5.2)③に掲げる許可基準に適合していることを証する書類として、当該技量を習得していることを操縦指導者が証した旨を明らかにしたもの。
 - ④ その他審査にあたり必要となる書類。
- 3) 地方航空局長は、前2項の書類について、その写しが提出された場合には、当該写しの原本を併せて提出するよう求めるものとする。ただし、地方航空局長がその提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4) 地方航空局長は、前項本文の場合において、申請者から求めがあるときは、同項の規定により提出させた原本を調べた後、当該原本を申請者に返却する

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

ものとする。

10. 申請書の提出先

- 1) 飛行場所が、静岡県、長野県、新潟県以东の場合
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京航空局保安部運用課
- 2) 飛行場所が、愛知県、岐阜県、富山県以西の場合
〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館
大阪航空局保安部運用課

11. 申請の受理

次のいずれかに該当する場合は、申請を受理しないことがある。

- 1) 申請内容と事実が相違する場合。
- 2) 9. 2)の書類(9. 3)の規定により提出される原本を含む。)が当該書類
を作成した者以外の者によって改変されていると信ずるに足る痕跡がある
場合その他当該書類に不適切な処理が施されていると認められる場合。
- 3) その他申請を受理することが適当ではないと認められる場合。

12 許可の取消

次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- 1) 騒音等により飛行空域の周辺住民から苦情が生じた場合。
- 2) 離着陸(水)を行う場所の使用について土地の所有者又は管理者と使用に
関して問題が生じた場合。
- 3) 航空法規又は許可条件が守られていないと認められる場合。
- 4) 11. 1)又は2)に該当申請内容と事実が相違することが判明した場合。
- 5) その他許可を取り消すことが適切であると認められる事由が生じた場合。

13 附 則

- 1) 施行日 この通達は、平成8年12月1日から適用する。
- 2) 経過措置
 - ① この通達の施行の際現に効力を有する許可は、この通達の施行後もなお
従前の例により効力を有する。
 - ② この通達の施行前に受理した本件許可申請については、なお従前の例に
よる。
- 3) 本通達により、通達「ジャイロ機の取り扱いについて」(空乗第87号、昭
和48年12月10日)及び通達「超軽量動力機に対する航空法第28条第3項の
許可基準」(空乗第112号、平成元年6月14日)を廃止する。

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

14~~8~~. 附 則

- 1) 施行日 この通達は、平成10年11月1日から適用する。
- 2) 経過措置
 - ① この通達の施行の際現に効力を有する許可は、この通達の施行後もなお従前の例により効力を有する。
 - ② この通達の施行前に受理した本件許可申請については、なお従前の例による。

15~~4~~. 附 則

- 1) 施行日 この通達は、平成11年8月1日から適用する。
- 2) 経過措置
 - ① この通達の施行の際現に効力を有する許可は、この通達の施行後もなお従前の例により効力を有する。
 - ② この通達の施行前に受理した本件許可申請については、なお従前の例による。

16~~5~~. 附 則

- 1) 施行日 この通達は、平成13年4月1日から適用する。
- 2) 経過措置
 - ① この通達の施行の際現に効力を有する許可は、この通達の施行後もなお従前の例により効力を有する。
 - ② この通達の施行前に受理した本件許可申請については、なお従前の例による。

17~~6~~. 附 則

- 1) 施行日 この通達は、平成19年5月24日から適用する。
- 2) 経過措置
 - ① この通達の施行の際現に効力を有する許可は、この通達の施行後もなお従前の例により効力を有する。
 - ② この通達の施行前に受理した本件許可申請については、なお従前の例による。――

18. 附 則

- 1) 施行日 この通達は、平成 年 月 日から適用する。――
- 2) 経過措置
 - ① この通達の施行の際現に効力を有する許可は、この通達の施行後もなお従前の例により効力を有する。――
 - ② この通達の施行前に受理した本件許可申請については、なお従前の例による。――

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

別紙 1

超軽量動力機等に係る型式及びクラス区分

	型式区分	クラス区分
超軽量動力機	舵面操縦型	クラスⅠ 自重180kg以下であつて 操縦室が非密閉式のもの クラスⅡ 自重225kg以下のもの
	体重移動操縦型	クラスⅠ 自重85kg以下のもの クラスⅡ 自重180kg以下のもの クラスⅢ 自重225kg以下のもの
	パラシュート型	クラスⅠ 自重85kg以下のもの クラスⅡ 自重225kg以下のもの
ジャイロプレーン	ジャイロプレーン型	クラスⅠ 自重180kg以下のもの クラスⅡ 自重225kg以下のもの

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

別紙 2

超軽量動力機等操縦者健康診断判定基準

1. 遠距離視力は一眼でそれぞれ0.3以上かつ両眼で0.7以上（矯正視力を含む、以下同じ。）であること。また、一眼の視力が0.3未満の者若しくは一眼が見えない者は他眼の視野の左右の和が150度以上で、視力は両眼で0.7以上であること。ただし、矯正によって上記基準を満たすものは、矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）の使用を条件とする。
2. 聴力は日常会話に支障がないこと。
3. 言語は明瞭であること。
4. 色覚については、赤色、青色、及び黄色の識別ができること。
5. 血圧は、座位で最高血圧95mmHg以上160mmHg以下、最低血圧は50mmHg以上95mmHg以下であること。ただし、最高血圧が95mmHg未満又は最低血圧が50mmHg未満の場合であっても、自覚症状を伴う起立性低血圧がないときは、健康診断判定基準に適合するものとみなす。使用可能な降圧薬（降圧利尿薬、カルシウム拮抗薬、β-遮断薬、ACE阻害薬及びAⅡ受容体拮抗薬をいう。）を使用している場合であって、当該降圧薬の使用により血圧値が基準値を超えず、かつ、一定用量が維持されてから1ヶ月間を経過した後使用降圧薬による副作用が認められないときも同様とする。
6. ~~精神病患者障害若しくは、精神薄弱者又はてんかん又はこれらの既往歴が患者でないこと。~~
7. 薬物（麻薬、鎮静薬、睡眠薬、幻覚剤、揮発性溶剤その他の精神作用物質をいう。）依存若しくはアルコール依存又はこれらの既往歴がないこと。~~アルコール、麻薬、大麻、阿片、睡眠薬又は覚醒剤の中毒者でないこと。~~
8. 四肢の異常がないこと、及び関節機能に障害のないこと。ただし、航空業務に支障のないものはこの限りでない。
9. 現在治療を必要とする疾病がないこと。ただし、航空業務に支障のないものはこの限りでない。

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

別紙 3

第 2 段階の許可に関する飛行経験の基準

① 当該クラス区分に係る第 1 段階の飛行の経験

	当該型式区分に係る技量認定を有していない者		当該型式区分に係る技量認定を有している者（限定の変更）	
	（下記経験区分のいずれかの経験を有すること）		（下記経験区分のいずれかの経験を有すること）	
	経験区分	経験区分	経験区分	経験区分
	離着陸練習飛行	ジャンプ飛行	離着陸練習飛行	ジャンプ飛行
舵面操縦型超軽量動力機	15時間以上	70回以上	5 時間以上	20回以上
操縦に関する技能証明を有する場合	10時間以上	30回以上		
体重移動型超軽量動力機	10時間以上	50回以上	3 時間以上	15回以上
ハンググライダーの操縦について適切な技量を有すると認められる者	5 時間以上	20回以上		
パラシュート型超軽量動力機	20回以上	30回以上	10回以上	10回以上
パラグライダーの操縦について適切な技量を有すると認められる者	10回以上	15回以上		
ジャイロプレーン	15時間以上	70回以上	5 時間以上	20回以上

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

別 添

空域拡大に関する要件等

空域拡大にあたっては、航空機安全課サーキュラー1-007に規定された要件等に加え下記の要件を満足すること。

また、原則として、空域拡大の許可にあたり実地検査を行うこととする。

1. 許可の条件等

1-1 使用機体

- (1) 航空機安全課サーキュラー1-007第1-4-1項「超軽量動力機の要件」に規定する対気速度を計測できる機器及び速度を計測できる機器の装備に加え、航空レジャー無線等の無線設備を装備すること。なお、高度を計測できる機器については、QFE、QNH（注）による規正可能なものを装備すること。

（注）QFE及びQNHは、高度規正方式の一つであり、QFEとは、離着陸を行う場外離着陸場の大気圧に高度計の基準気圧を一致させる方式。従って、滑走路上では高度ゼロを示し、飛行中は当該離着陸場面からの気圧高度を指す。

QNHとは、離着陸を行う場外離着陸場の標高（平均海面からの高度）に相当する気圧値に高度計の基準気圧を合わせる方法。

従って、高度計の指示は、滑走路上では場外離着陸場の標高を、飛行中は平均海面からの真高度を指示する。

- (2) 使用しようとする機体が、過去に重大な不具合等を起こしたことのある型式と同一型式である場合は、その原因の究明、適切な改善措置等が採られていることが確認されていること。

1-2 操縦者

- (1) 乗員課通達（平成8年10月1日付け空乗第181号。以下同じ。）5.2)に定める基準に適合している者で、搭乗する当該型式機で20時間以上の飛行経験を有すること。なお、複座式にあっては同乗者も同基準に適合していること。
- (2) 操縦者は搭乗する当該型式機で最近3ヶ月以内に3回以上の離着陸の経験を有していること。
- (3) 操縦者は使用する離着陸場での飛行経験を10回以上有しており、拡大された空域及び障害物件について熟知していること。
- (4) 操縦者は過去に超軽量動力機の操縦に関して、航空法違反、航空法第28条第3項に係る許可違反等がないこと。又はこれらについて適切な改善措置が採られていること。

1-3 飛行条件等

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

空域拡大にあたっては、安全の確保と周辺住民の理解が得られることが必須である。従って、不時着又は事故に至っても、第三者の生命及び財産に危害を及ぼす恐れのない空域を飛行するとともに、騒音等により、飛行空域の周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないように、申請者の責任において十分調整を行うこと。

1－3－1 飛行禁止区域等

以下に掲げる施設等の上空は飛行禁止空域とする。

- A. 学校、病院、役所、観光地、ゴルフ場、海水浴場、港湾、イベント会場等、人が集まることが予想される場所並びに自動車、列車、及び船舶の上空
- B. 新幹線線路及び高速道路の上空
- C. 人家の直上
- D. 原則として、管制区、管制圏及び最低安全高度以下の飛行

1－3－2 物件等の上空通過

送電線、橋梁、鉄道、国道等の交通量の多い道路の上空(上記1－3－1 B項を除く)を通過する場合は以下の条件を満たすこと。

- (1) 物件から150m以上の距離を保つこと。
- (2) 送電線については鉄塔の最上部を結ぶ直線から150m以上の距離を保つこと。
- (3) 安全に越えられる場所(目標となる具体的な物件)と高度を定めた飛行経路をあらかじめ設定し、常にそこを通過して電線、道路等の物件に直角に水平飛行で横断すること。また、設定した飛行経路について地図上に明示しておくこと。

1－3－3 同一飛行空域における複数の場外離着陸場の使用

- (1) 全ての場外離着陸場が半径9 km以内に存在し、かつ同一クラブに属すること。
- (2) 同一空域の機体が一人又は一ヶ所で一元的に運航管理されていること。ただし、飛行空域は一つの場外離着陸場を中心とした9 kmの範囲とし、この範囲を超えて当該離着陸場から9 km以内の範囲にある他の離着陸場を中心とする空域を追加することはできない。また、空域内であっても離陸した地点から9 kmを越える地点への飛行はできない。なお、半径9 kmの圏内が干渉する異なるクラブが存在する場合は、その境界を明確に定めて運用すること。

1－4 運航管理等

- (1) 飛行の都度、操縦指導者の中から運航管理にあたる責任者(以下

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

「運航管理責任者」)を指名し、当該空域内で運航中のすべての航空機を一元的に管理すること。

- (2) 運航管理責任者は使用機体及び操縦者が許可の条件等に適合していることについて確認を行うこと。
- (3) 操縦者は飛行の都度、飛行計画を作成し、運航管理責任者に提出すること。
- (4) 操縦者は、あらかじめ定められた地点において、運航管理責任者に位置及び運航状況を通報すること。
- (5) 高压線等の顕著な障害物の標高についてあらかじめ調査を行うこと。
- (6) 飛行前に運航管理責任者と操縦者により、飛行禁止区域、制限物件の横断場所、高度、横断方法、不時着可能な場所、気象情報等について十分なブリーフィングを行うこと。
- (7) 原則として、操縦者と運航管理責任者、操縦者相互間において航空レジャー無線等による連絡が常時可能であること。無線連絡のできない空域の飛行は極力避けること。
- (8) 飛行中、不測の事態が発生した場合、操縦者に適切なアドバイスが行える体制が確立されていること。
- (9) 高度計は滑走路上で場外離着陸場の標高を指示するように規正すること。なお、空域の物件、山岳等に係る高度表示はすべて海拔高度に統一し、使用単位も統一すること。

2. 申 請

空域を拡大する場合には、付録4第2章「申請」に規定される申請書及び添付書類に加え、以下の書類を提出すること。

- ①機体が上記第1－1項の条件を満足していることを示す資料（装備する航空レジャー無線等及び高度計等の種類、型式等に関する資料を含むこと）
- ②操縦者が上記第1－2項の条件を満足していることを示す資料
- ③1のサーキュラー1-007付録2A第3項⑭に規定された書類の内、空域拡大に伴い変更される書類
- ④送電線上の横断等でコリドーを設定する場合は、設定状況に関する資料
- ⑤同一場周空域で複数の場外離着陸場を使用する場合は、第1－3－3項の条件を満足していることを示す資料
- ⑥当該空域における運航管理等が第1－4項の条件を満足していることを示す資料

3. 許可の取消

- (1) 空域拡大が認められた後に、安全上問題があると判明~~され~~した場合、周辺住民から騒音等について苦情が発生した場合等乗員課通達1~~±~~2.「許可の取消」に該当する場合は、許可を取り消すことがある。
- (2) 飛行空域が、今後当該空域周辺で整備される公共飛行場に離着陸する

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

航空機の運航方法等に影響を与える可能性がある場合及び当該公共飛行
場の整備に支障を及ぼす場合には許可を取り消すことがある。

以 上

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

超軽量動力機等に関する航空法第28条第3
項の許可の手続き等に関する事務処理要領

国空乗第53号 平成13年4月1日

国空乗第99号 平成19年5月24日 (一部改正)

国空乗第 号 平成 年 月 日 (一部改正)

航空局技術部乗員課

平成8年10月1日付け空乗第181号「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可手続き等について」(以下「通達」という。)の一部改正に伴う事務処理は以下の要領により行うものとする。

1. 操縦指導者

1) 操縦指導者の資格要件

操縦指導者は通達8. に定める基準による他、以下の要件を満たす者とする。

- ① 年齢は満20才以上であること。
- ② 通達5. 2)③に定める技量を習得後、機体の取り扱い及び操縦等の実務経験を2年以上有していること。
- ③ 定期的に実効ある講習等を受けて、超軽量動力機等の操縦、機体及び飛行に関する最新の知識等を有していること。
- ④ 航空法及びその他関連法規に対する遵法精神が旺盛であること。
- ⑤ 通達8. 2)に基づき地方航空局長が認める操縦指導者
以下の各要件を満たしている者でなければならない。
 - 1) 上記①から④に掲げる要件を満たしていること。
 - 2) 操縦指導を行う当該機と同一型式及びクラス区分に属する超軽量動力機等について第2段階の飛行にかかる下記の飛行経験を有していること。

a) 舵面操縦型	50時間以上
b) 体重移動型	40時間以上
c) パラシュート型	30時間以上
d) ジャイロプレーン型	50時間以上
 - 3) 操縦指導者から別紙1に掲げる知識と能力を有すると認められていること。

2) 資格要件の確認

操縦指導者の資格要件の確認は、航空法第28条第3項に基づく許可申請を行う際(操縦指導者の変更等を含む。)に、それぞれの要件を満たす旨の書類の提出を求めることにより行うこととし、当該書類は操縦指導者が証したものでなければならない。

ただし、操縦指導者の資格要件に適合していることが明らかであると認め

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

られる書類である場合にはこの限りではない。

資格要件に疑義が生じた場合等については、航空法第28条第3項に基づく許可ができないこと又は当該申請を受け付けないことがあるため、申請者はこの点に関し、十分留意すること。

なお、必要と認められる場合は実地調査により確認を行うものとする。

(ア) 通達8. 1)に定める要件を備える者については、その要件の適合性を確認するため、操縦指導者資格要件確認書(様式1)を提出すること。

(イ) 通達8. 2)に定める超軽量動力機等の操縦教育・指導・監督を行う者として十分な知識と能力を有し、かつ安全飛行を指導する者として、適正を有すると地方航空局長が認める者の資格要件の確認については、下記の書類の提出を求めることにより行うこととする。

a) 新たに資格要件の確認を必要とする者

この処理要領の3. 経過措置に該当しない者又は過去に地方航空局長に対し、操縦指導者資格要件確認書の提出を行ったことのない者(提出を行ったが認められなかった者も含む)については、操縦指導者資格要件確認書(様式2)を提出すること。

b) 過去に操縦指導者としての要件の確認が行われている者等

この処理要領の3. 経過措置に該当する者又は過去に地方航空局長に対し、操縦指導者資格要件確認書(様式2)の提出を行い、適切な能力を有すると認められている者については、操縦指導者資格要件確認書(様式3)を提出すること。

3) 定期的に受講する講習について

この処理要領1. 1)「操縦指導者の資格要件」③に規定する定期的に受講する講習等については、遅くとも前回の講習等から2年以内に受講すること。

また、“最新の知識等”については、下記に定める内容を含む講習等を受講した旨、現に操縦指導者である者が証した証明書等の提出を求めることにより確認するものとする。

なお、当該講習の内容の適切性の確認のため、必要に応じ講習内容の提示を求めることがある。

- ・ 超軽量動力機又はジャイロプレーン等に係る最新の航空法規等
- ・ 航空力学、航空気象、航法
- ・ 超軽量動力機/ジャイロプレーン等全般(機体の取り扱い、構造、整備の基礎的知識に関すること)
- ・ 操縦指導者の業務(注:具体的には、(財)日本航空協会から発行の「超軽量動力機/ジャイロプレーン指導員規定」等を参照のこと)
- ・ 過去に発生した航空事故、故障等の概要

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

4) 操縦指導者が行う技量判定

通達 5. 2) ③に掲げる技量を有するか否かを判定する者は操縦指導者とし、当該判定には別紙 2 に掲げる事項を確認して行わなければならない。

ただし、航空法第24条に定める技能証明を有している者等、当該者が有していると認められる知識及び技能に応じて確認事項を省略することができる。

2. 飛行許可申請書類

1) 申請書類

通達 9. 2) に定める許可審査に必要な書類 (以下「9. 2) の書類」という。) の様式を以下のとおり定める。

~~1)~~ ① 通達 9. 2) ①に定める医師の診断書であって健康診断判定基準に適合している旨を明らかにしたもの。(様式 4)

~~2)~~ ② 通達 9. 2) ②に定める操縦指導者が主催し又は責任者となって行う学科講習会を受講し、その学科試験に合格した旨を明らかにしたもの。(様式 5)

~~3)~~ ③ 通達 9. 2) ③に定める当該技量を習得していることを操縦指導者が証した旨を明らかにしたもの。(様式 6)

~~4)~~ ④ 通達 9. 2) ④に定める必要な書類の標準的な例は以下のとおりである。

- ・ 申請書
- ・ 機体一覧表
- ・ 飛行場所一覧表
- ・ 操縦者一覧表
- ・ 離着陸（水）場及び場周空域を示した地図（1／25,000）
- ・ 安全対策を含む安全規則（制定又は内容変更をした場合）

但し、上記の様式は、必要な記入事項等の基本様式を示すものであるので、提出者において、必要に応じ、適宜、様式の変更等を行うことは差し支えない。

また、上記④に掲げる書類（申請書を除く。）については、特別の事情がある場合を除くほか、通達 9. 3) ただし書の規定により、原本の提出の必要がないと認めるものとする。

2) 申請書類の原本の返却

通達 9. 4) の規定による原本の返却は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。ただし、申請者より返却方法について指定された場合その他の特別な事由がある場合には、申請者と相談のうえ、これによらない方法で返却することができる。

① 9. 2) の書類を窓口にて提出する場合

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

申請受理機関の担当官に通達 9. 3) の規定により提出を求める原本（以
下「9. 3) の原本」という。）及びその写し1部を提出させ、当該原本はそ
の場で返却する方法。ただし、複数の許可に係る申請が一括して行われた
場合その他の原本を即座に確認することが困難な事由がある場合には、申
請者に返信封筒（書留相当の切手を貼付したものに限る。以下同じ。）を
提出させ、当該返信封筒により、許可書の郵送と併せて当該原本を返却す
る方法その他の合理的な方法により返却することができる。

② 9. 2) の書類を郵送により提出する場合

9. 2) の書類（通達 9. 3) の規定により原本の提出を求めるものにあつ
ては当該原本の写し）に併せて 9. 3) の原本を申請受理機関あて書留便に
より郵送させ、許可書を郵送する際に当該原本を併せて返却する方法。こ
の場合にあつては、許可書の送付及び 9. 3) の原本の返却に用いるための
返信封筒を同封させることとする。

3. 適用

この事務処理要領は、平成19年~~6~~月~~24~~日申請受付分から適用する。

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

別紙 1

I. 学 科

- ①航空法規
- ②航空力学
- ③航空気象
- ④航法
- ⑤超軽量動力機全般又はジャイロプレーン全般
- ⑥指導員の業務

II. 実技科目

1. 口述試験

1-1 超軽量動力機

- ①指導に必要な一般知識
- ②飛行に必要な一般知識
- ③飛行許可に関する事項
- ④機体の整備・点検・調整及び取り扱い方法に関する事項
- ⑤飛行規程の性能・運用限界・非常操作に関する事項

1-2 ジャイロプレーン

- ①飛行に必要な一般知識
- ②機体、飛行知識、安全対策と緊急手順

2. 実技試験

2-1 超軽量動力機

- ①出発準備
 - 飛行に必要な情報・状況の把握
 - 飛行前点検及びエンジン始動
- ②地上滑走及び離着陸操作
 - 地上滑走（通常滑走、高速滑走及びジャンプ飛行）
 - 離陸操作（通常及び横風中の離陸）
 - 着陸操作（通常及び横風中の着陸）
 - 指定地着陸
 - 着陸復行
 - 緊急着陸（カットオフ）
- ③空中操作
 - 場周飛行
 - 水平旋回飛行（180°、360° 右旋回及び左旋回）
 - 目標に向かう直線飛行
 - 上昇旋回飛行
 - 下降旋回飛行
 - 低速度水平飛行（1.3vs）（パラシュート型は除く）
 - 失速と回復（パラシュート型は除く）

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

④飛行後

飛行後点検、機体の係留及び飛行記録

2-2 ジャイロプレーン

①出発前の確認

滑走路の状況

周囲空域の状況確認

飛行前点検

各舵の操作点検

エンジン始動の地上試運転

風向・風速の確認

②地上滑走

低速からの加速滑走

ローターのスピニングアップ

高速水平姿勢滑走

横風に対する操舵

③離陸操作と空中操作

離陸姿勢と離陸速度

上昇姿勢と確認

水平姿勢への移行

水平飛行

S字飛行

高度処理

着陸前の減速操作

④着陸及び接地操作

着陸の速度

接地の高度

接地時の姿勢安定

接地後の姿勢保持

⑤緊急操作

低高度飛行の推力損失

上昇姿勢の確認

水平飛行及び水平姿勢への移行

⑥エンジン停止と機体係留、他

エンジン停止要領

機体の係留手順

飛行後の機体点検

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

別紙 2

技量判定のための確認事項

1. 口述について

項 目	判 定 基 準
(1) 機体に関する事項	
①型式認定について	機体の型式認定とその目的について理解し、超軽量動力機又はジャイロプレーンの要件について説明できること。
②飛行許可について	航空法第11条第1項但し書について理解していて、有効な飛行許可書を保有していること。
③安全管理者について	安全管理者が確認しなければならない項目について説明できること。
④飛行規程について	飛行規程に記載されている項目（機体の諸元、性能、運用限界、緊急操作、重心位置等）について説明できること。
⑤整備規程について	機体の定期的に行わなければならない整備、点検、調整項目について理解していること。 機体の経歴簿を記載していること。
(2) 操縦者に関する事項	
①学科合格書について	必要な全ての課目に対する有効な学科合格書を保有していること。
②飛行実績について	技量認定に必要な飛行実績を有していること。
③飛行許可について	航空法第28条第3項について理解していて、有効な飛行許可を保有していること。
(3) 飛行場に関する事項	
①飛行許可について	航空法第79条但し書について理解していて、有効な飛行許可を保有していること。
②飛行場について	運航管理規則を理解していること。
(4) 一般知識	
①気象情報について	当日の気象状況が飛行可能であることと、天気図から、今後の予報について説明できること。
②飛行計画について	飛行手順、飛行課目について説明できること。 また、飛行中におけるエンジン停止や火災発生時における処置について説明できること。
③衝突予防について	衝突予防のために配慮しなければならない事項（特に優先権の内容）について説明できること。 水上機においては海上衝突予防法について説明できること。

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

2. 実技について

項 目	判 定 基 準
(1) 飛行前点検	
①点検項目	点検項目について説明でき、その良否の判定ができること。
②エンジン始動	エンジンを始動して、点検・調整ができ、運転状況の良否の判断ができること。
(2) 地上滑走	
①直進滑走	地上移動のための滑走が、円滑に直線的にできること。
②高速滑走	尾輪又は前輪を上げての高速滑走が、直線的にでき安定していること。
(3) 離陸操作	
①離陸滑走	離陸のための滑走が円滑にでき、方向が保持できること。
②離陸操作	離陸操作が正面の風及び横風の状態においても、適切な速度で実施でき、方向が保持されていること。
(4) 空中操作	
①上昇飛行	上昇速度、上昇角が適切に保たれ、方向が保持できること。
②直線飛行	目的地に対しての風の影響を考慮して直線的に飛行できること。
③旋回飛行	30°バンクによる左右の旋回が、高度に大きな変動がなく、かつ横滑りを起こさないで実施できること。
④低速度飛行	失速速度の1.3倍の速度で安定した水平飛行ができること。(パラシュート型機は除く。)
⑤失速回復	機体を失速させ、それから回復操作が円滑にできること。(パラシュート型機及びジャイロプレーンは除く。)
⑥非常操作	空中においてエンジン停止時(試験ではアイドルに絞る)に、目的地に安全に着陸できること。
(5) 着陸操作	
①着陸操作	着陸操作が正面の風及び横風の状態においても、適切な速度で実施でき、方向が保持されていること。 ファイナルアプローチの角度が適切であること。 接地点が許容の範囲内にあること。(滑走路内で無事に機体が停止する範囲内)
②着陸復行	主輪を接地後、着陸復行が円滑にできること。
(6) 飛行後点検	
①飛行後点検	飛行後行わなければならない点検・整備項目について説明ができ、その結果の判定ができること。
②機体の係留	機体の係留が確実にできること。
③飛行記録	飛行記録が正しく記載できること。

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

3. 総合能力について

項 目	判 定 基 準
①計画性	飛行を開始する前に状況を的確に判断して、状況に応じた飛行計画を立てているか。
②判断力	飛行予定区域における天候、障害物、その他飛行に影響すると思われる事項についての的確に判断しているか。
③規則の遵守	関連する規則を理解し、それを守るための努力をしているか。
④操作の円滑性	機体の扱いが丁寧で、操作が円滑であるか。

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

(様式1)

操縦指導者資格要件確認書

(操縦教育証明有資格者用)

平成 年 月 日
氏 名： _____ 印
住 所： _____
電話番号： _____

要 件	適 合 書
1. 年齢は満20歳以上であること。	生年月日： _____ 年 月 日生(歳)
2. 航空法第34条第2項の操縦教育証明を有していること。	* 操縦教育証明書の写しを添付すること。
3. 飛行機又は回転翼機に係る技能証明を有していること。	* 技能証明書の写しを添付すること。
4. 当該機と同一のクラス区分に属する超軽量動力機等について第2段階の飛行に係る10時間以上の飛行経験を有すること。 * 飛行日誌の写しを添付すること。	飛行経験： _____ 時間 分 指導する型式・クラス区分 { 型 式 名： _____ クラス区分： _____ { 型 式 名： _____ クラス区分： _____ { 型 式 名： _____ クラス区分： _____
5. 通達5.2)③に定める技量を習得後、機体の取り扱い及び操縦等の実務経験を2年以上有していること。	実務経験： _____ 年 月
6. 超軽量動力機等の操縦、機体及び飛行に関する最新の知識等を有していること。	講習名： _____ 講習実施者： _____ 講習受講年月日： _____ 年 月 日 * 受講証明書等の写しを添付すること。

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

(様式2)

東京 航空局長 殿
大阪

氏名 _____ 印
住所 _____ TEL _____

私は、通達3. 8)に規定する「操縦指導者」の業務の遂行に関し、下記のとおり操縦指導者としての資格要件を満足しているため、適切な能力を有しています。
また、操縦指導者としての業務を遂行するにあたり、航空法及びその他の関連法規等を遵守致します。

記

操縦指導者資格要件確認書	
資 格 要 件	適 用 条 件
1. 年齢は満20歳以上であること。	生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日生(歳)
2. 通達5. 2)③に定める技量を習得後、機体の取り扱い及び操縦等の実務経験を2年以上有していること。	実務経験： _____ 年 _____ 月 飛行経験： _____ 時間 _____ 分 ＊過去に技量認定を受けている者は、技量認定書の写しを添付すること。
3. 操縦指導を行う当該機と同一の型式及びクラス区分に属する超軽量動力機等について第2段階の飛行に係る下記の飛行経験を有していること。 a) 舵面操縦型 50時間以上 b) 体重移動型 40時間以上 c) パラシュート型 30時間以上 d) ジャイロプレーン型 50時間以上 ＊飛行日誌の写しを添付すること。	指導する型式、クラス名を記入。 型式名 _____ クラス名 _____ 型式名 _____ クラス名 _____ 型式名 _____ クラス名 _____ 型式名 _____ クラス名 _____
4. 「事務処理要領」別紙1に掲げる知識と能力を有していること。	有している。 学科試験合格日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 実地試験合格日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
5. 定期的に、実効ある講習等を受けて、超軽量動力機等の操縦、機体及び飛行に関する最新の知識等を有していること。	講習名： _____ 講習実施者： _____ 講習受講年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ＊受講証明書等の写しを添付すること。
要件の適用状況については、上記のとおり相異なることを証する。 操縦指導者 _____ 印	

**「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)**

(様式3)

東京
航空局長 殿
大阪

平成 年 月 日
氏名 _____ 印
住所 _____
TEL _____

私は、通達3.8)に規定する「操縦指導者」の業務の遂行に関し、下記のとおり操縦指導者としての資格要件を満足しているため、適切な能力を有しています。
また、操縦指導者としての業務を遂行するにあたり、航空法及びその他の関連法規等を遵守致します。

記

操縦指導者資格要件確認書	
資 格 要 件	適 用 状 況
1. 年齢は満20歳以上であること。 2. 通達5.2)③に定める技量を習得後、機体の取り扱い及び操縦等の実務経験を2年以上有していること。 3. 操縦指導を行う当該機と同一の型式及びクラス区分に属する超軽量動力機等について第2段階の飛行に係る下記の飛行経験を有していること。 a) 舵面操縦型 50時間以上 b) 体重移動型 40時間以上 c) パラシュート型 30時間以上 d) ジャイロプレーン型 50時間以上	(該当する項目に○を付ける) 1. 旧規定に基づく操縦指導者の資格を有している。 *資格証明書の写しを添付すること。 2. 以前に操縦指導者資格要件確認書(様式2)の提出を行い、適切な能力を有する者として認められている。 *過去に提出した様式2の写しを添付すること。
4. 定期的に、実効ある講習等を受けて、超軽量動力機等の操縦、機体及び飛行に関する最新の知識等を有していること。	講習名: _____ 講習実施者: _____ 講習受講年月日: _____ 年 ____ 月 ____ 日 *受講証明書等の写しを添付すること。

(別紙)

(様式4)

健康診断書

(超軽量動力機等飛行許可申請用)

(住所)

(氏名)

(男・女)

(生年月日) 年 月 日生 (年齢・満 歳)

遠距離視力	右：() (矯正)	両眼視による視力	* 1 (左右の和)
	左：() (矯正)	() (矯正)	視野： 度
聴力(両耳)	日常会話に 支障なし・支障あり		
言語	明 瞭・不 明 瞭		
色 覚	赤色、青色、黄色のそれぞれの識別が できる・できない		
* 2 血圧(座位)	(最高血圧) (最低血圧) 所見：		
* 3 尿	蛋白 ()	糖 ()	
精神病、てんかん性疾患 又はこれに準じた症状			
薬 物 中 毒			
四肢、関節(運動機能) の 異 常 の 有 無			
その他の異常の有無 (尿検査結果を含む)			
上記のとおり診断します。			
平成 年 月 日			
医師の住所又は医師の 属する病院の所在地 (電話)			
医師の属する病院名 医 師 の 氏 名			

印

* 1 視野を必要とする者は、一眼の視力が0.3未満(矯正視力を含む。)の者、もしくは一眼が見えない者で他の視力が0.7以上である者とする。

* 2 最高血圧が95mmHg未満又は最低血圧が50mmHg未満の場合には、所見に自覚症状を伴う起立性低血圧の有無を記入する。また、降圧剤を使用している場合には、使用している降圧剤の名称及び一定用量が維持されてからの使用期間並びに副作用の有無を所見に記入する。

* ~~2~~ 3 尿検査の結果、蛋白、糖それぞれの測定値が(－・±・＋)の範囲を超えた場合は疾患の有無について精査するものとする。

* ~~4~~ 本診断書は、診断日から起算して1年間、申請書類として有効とする。また、これは飛行許可期間における操縦者の心身の状態を証明するものではなく、操縦者が飛行中に携帯する義務はない(許可書により操縦者の心身の状態が証明される)。

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」及び
「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処
理要領」の一部を改正する通達
(案)

(様式5)

東京
航空局長 殿
大阪

所属 _____
氏名 _____
住所 _____ TEL _____

私は、下記のとおり通達5. 2)②に定める超軽量動力機等の操縦に必要な学科講習を受講し、その学科試験に合格しています。

記

学科試験合格確認書	
確 認 事 項	適 用 状 況
1. 超軽量動力機等の操縦に必要な知識 a 航空法規 b 航空力学の基礎 c 航空気象の基礎 d 当該型式区分に係る超軽量動力機等の機体構造、機体組立、飛行前点検、地上操作、離着陸操作及び緊急操作 e 当該型式区分に係る超軽量動力機等の性能及び限界事項	講習日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 試験日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
2. 飛行申請する型式区分	型式区分 型 式 名： _____
3. 講習実施者又は責任者 *操縦指導者であること。	住所： _____ 氏名： _____
確認事項の適用状況については、上記のとおり相異なることを証する。 操縦指導者 _____ 印	

(様式 6)

所属 _____
氏名 _____
住所 _____ TEL _____

記

– 28 –